

福岡県公報

令和 3 年 8 月 20 日
第 226 号

目 次

告 示 (第742号 - 第752号)

- 指定採取源の指定 (林業振興課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の占用の制限 (道路維持課) 4

公 告

- 落札者等の公示 (県営住宅課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 5
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7

告 示

福岡県告示第742号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第3条第1項の規定に基づき、指定採取源を次のように指定する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積		所有者等の氏名又は名称及び住所	
				本数 (本)	面積 (ヘクタール)	氏名又は名称	住所
育3-1	育種母樹林	すぎ	朝倉市田代木落925番地1外	811	0.27	福岡県樹苗農業協同組合	朝倉市三奈木2169番地

福岡県告示第743号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字葛原字二番山288、字一番山774の1、775の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第744号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字湯川字フキヶ谷145の1、145の3、字石切谷146の1、146の3

3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第745号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字中山217の11から217の14まで・219の5・220の6・220の7・220の9・220の13・221の5（以上10筆国宥林）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

北九州	県 道	岡 垣 線 宗 像	前	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0
			前	宗像市吉留3186番1先から 宗像市吉留1716番2先まで	11.1 ～ 36.0	777.6
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市吉留1716番2先まで	11.1 ～ 28.3	777.6

福岡県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	畦 町 線 村 山 田	前	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田922番先まで	2.2 ～ 25.0	710.8
			前	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田922番先まで	2.2 ～ 50.6	762.9
			前	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田1370番先まで	11.2 ～ 35.8	485.5
			後	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田922番先まで	2.2 ～ 25.0	710.8

			後	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田922番先まで	2.2 ～ 50.6	762.9
			後	福津市八並1472番1先から 宗像市村山田1370番2先まで	11.2 ～ 35.8	485.5

福岡県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	中 間 水 卷 線	遠賀郡水巻町吉田西一丁目2541番4先から 遠賀郡水巻町頃末南二丁目714番7先まで

福岡県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	386号	朝倉市杷木寒水47番4先から 朝倉市杷木古賀1842番5先まで

福岡県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	中宮 間田線	前	直方市大字植木2414番2先から 直方市大字植木1449番1先まで	6.9 ～ 16.2	695.9
			後	直方市大字植木2414番2先から 直方市大字植木1449番1先まで	8.4 ～ 20.8	695.9
			後	直方市大字植木2414番2先から 直方市大字植木1449番1先まで	7.5 ～ 47.5	861.5

福岡県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	飯塚 間線	宮若市沼口865番1先から 宮若市沼口866番1先まで

福岡県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
直方	県道	飯塚 間線	宮若市沼口865番1先から 宮若市沼口866番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年9月3日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量
新福岡県営住宅総合管理システムに係る機器及びソフトウェア等賃貸借 72か月

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 7 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

東京センチュリー株式会社福岡営業部

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目 5 番 1 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

194,040,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 3 年 6 月 18 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町片峰中央四丁目1903番31及び1903番127

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町片峰二丁目 5 番13号

吉村 孝博

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
東八田土地改良区	令和 3 年 8 月 6 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営西袋田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 3 年 8 月 20 日から 令和 3 年 9 月 17 日まで	うきは市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営田代地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 3 年 8 月 20 日から 令和 3 年 9 月 17 日まで	うきは市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグコスモス須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字旅石字赤坂57番 3 外13筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・届出のあった件につきまして、意見がない旨報告いたします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ筑後店

(2) 所在地 筑後市大字徳久字中牟田251番 3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス久留米国分店

(2) 所在地 久留米市国分町1327番 1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン久留米

(2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 南風台ショッピングセンター
 - (2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - ・なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス酒殿店
 - (2) 所在地 糟屋郡粕屋町酒殿「酒殿駅南土地区画整理事業」仮換地：16街区の3、4、5、6
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

「駐車需要の充足等」

敷地北側は住宅地となっているため、北側出入口の設置については、交通安全確保等の観点から関係課等と十分協議を行うこと。

(都市計画課：092-938-0208)

「その他」

その他立地に関して、粕屋町開発行為指導要綱に基づく事前協議等、必要に応じ、粕屋町関係課と協議及び届出を行うこと。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川東部第2土地改良区	令和3年8月11日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
北九州市小倉南区吉田土地改良区	令和3年8月11日